

# 第76回和光市都市計画審議会会議録

平成27年2月17日（火） 602会議室

第 7 6 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	平成27年2月17日(火)	開会時間	14時00分
会 場	市役所6階602会議室	閉会時間	14時30分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	井上 航 金子 正義 柴崎 幸夫 岩田 成作 熊谷 二郎 田上 安男 村田 富士子 駒井 政公 齋藤 登 鳥井 俊之		建設部長 田中 義久 都市整備課長 中葛 裕猛 事務局 都市整備課 主幹 加山 卓司 統括主査 広瀬 裕二 主査 黒田 繁 主査 樋口 純司 主査 鶴田 直之
			傍聴者 0名
	議 案	諮問事項 和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について	

発言者 事務局	議 事 お待たせいたしました。ただいまから第76回和光市都市計画審議会を開催いたします。和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたしております。和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。 なお、本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。現在のところ本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいませんが、審議中に傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。 それでは、開会にあたりまして、大野副市長よりご挨拶を申し上げます。
副市長	本日は、委員の皆様方にはご多用中にもかかわらず、また非常に寒いところではございますが和光市都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様には日頃から市の都市計画事業の推進にあたり、多大なるご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。 本来であれば、松本市長が出席し皆様方にご挨拶申し上げるとこととございますが、

市長は本日所用がございまして出席できませんので、私がお挨拶申し上げさせていただきます。

さて、昨年12月24日の都市計画審議会においてご審議いただいた西大和団地地区の用途地域及び高度地区に関しまして、遅滞なく都市計画の変更を行うことができました。この都市計画の変更によって誰もが安心して暮らせる西大和団地の再生事業が動き出そうとしております。

また、同じく昨年12月24日の都市計画審議会において、ご審議いただいた生産緑地に関する都市計画変更につきましても遅滞なく行うことができました。市街化区域内の農地は開発などの都市化により年々減少しておりますが、災害時の避難場所や環境保全に役立つ生産緑地の果たす役割は、益々重要となっております。

さて、本日諮問いたします案件でございますが、白子二丁目の借地公園として利用されている牛房八雲台憩いの森を特別緑地保全地区に指定するものでございます。詳細につきましては後ほど事務局からご説明いたしますが、本市は都心から近距離に位置しているにも係わらず緑や湧水が多いことが魅力となっております。このことから、昨年度改訂しました都市計画マスタープランにおいて緑や湧水を積極的に保全することを位置づけております。今後も地権者との調整を図りながら生産緑地や特別緑地保全地区などの指定を行い都市農地の保全を積極的に図ってまいります。

皆様ご存じのとおり、大変厳しい財政状況であります。今後とも、和光市の都市計画事業に対しまして、ご理解とご協力をお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、各委員の皆様、本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございます。それでは諮問に移りたいと思いますので、副市長よろしくお願いたします。

副市長

それでは、諮問させていただきます。平成27年2月17日、和光市都市計画審議会会長井上航様、和光市長松本武洋、和光都市計画特別緑地保全地区の変更について、諮問、このことについて都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、下記の事項を諮問します。記、諮問事項和光都市計画特別緑地保全地区の変更について。それでは、皆様ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

事務局

ありがとうございます。誠に恐れ入りますが、副市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。存じます。

副市長 それでは、何卒よろしくお願いいいたします。

副市長退席

事務局 議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、井上会長に審議の進行をお願いいたします。

井上会長 会長の井上でございます。本日は議事進行よろしくお願いいいたします。それでは、議事を進めます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、柴崎委員・村田委員の2名を任命いたします。よろしくお願いいいたします。

それではこれより審議に入ります。諮問事項「和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について」事務局から説明をお願いします。

幹事 それでは、諮問事項の和光都市計画特別緑地保全地区の変更について説明いたします。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。それでは、お配りいたしました都市計画の変更説明資料をご覧ください。

今回、お示しする案は、牛房八雲台特別緑地保全地区の追加指定による都市計画の変更になります。特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区になります。

また、特別緑地保全地区は、緑地の保全を目的としており、都市緑地法により、原則現状のまま永続的に緑地として保全するものでございます。

当初、本地区は、借地公園として市民の皆様に利用いただいているところでございますが、このたび土地所有者の方から、緑豊かな緑地として後世に残したいという申出による土地の寄付行為がありました。本地区は、ケヤキ、コナラ等の多種な樹木で形成され、自然豊かな一段の緑地が存在し、次世代に保全・継承していくべき緑地として、和光市都市計画マスタープランの中では、地区の良好な自然的環境となっていることから、特別緑地保全地区として保全・育成を図るものとしており、また、和光市緑地保全計画においても和光市の特徴的な自然環境が最も顕著にみられる最重要区域であるとされております。位置は和光市白子2丁目地内、面積は0.11ha

でございます。変更後の面積は、午王山特別緑地保全地区を含めて約0.34haとなる特別緑地保全地区の変更についての都市計画の案を諮問するものでございます。

説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

井上会長

説明ありがとうございました。それでは、ただいまの和光都市計画特別緑地保全地区の変更についての説明に関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

齊藤委員

先週、現地を確認させていただいたのですが、既に保全工事というか看板掲げられていて工事がされているようなのですが、これは特別緑地保全地区に変わるという前提の工事なのですか。

幹事

手続き的には、本日の審議会で答申をいただいて告示行為を行ってから、特別緑地保全地区の都市計画決定という流れなのですが、委員が仰ったとおり変更を見越しての事前の安全対策の工事をやらせていただいているという状況です。

齊藤委員

鳥居から階段上がって神社の左側は、保全地区の範囲に入っていないようですが、これは間違いなく入っていないということによろしいのでしょうか。範囲に入れていない理由はあるのでしょうか。

幹事

左側の区域については、対象外ということになります。特別緑地保全地区に指定させていただいた範囲につきまして、先ほど申しあげました土地の寄付行為があったところということで、左側の区域については寄付行為がありませんでしたので指定範囲に入れておりません。

齊藤委員

今回、寄付行為があった範囲を指定しているようですが、和光市としてお金を払って用地買収ですとか買い入れして補償するということはなかったのでしょうか。

幹事

補償関係が発生する案件もあるのですが、今回はあくまで土地所有者の方が緑地として後世に残したいということで始まりましたので、補償関係は一切ありません。

齊藤委員

今回の指定は非常に良いことだと思うのですが、最初に指定された午王山地区も見えてきたのですが開放はされていませんでした。これは開放すると危ないからしていな

いのですか。今回指定する八雲台についても歩いていると樹木が結構密集しているんですね。防犯上だとか防火上についてはどのように考えているのでしょうか。防犯上だとこの前の祭日の昼間に見に行ったのですが、その時は冬場というのものもあるのかもしませんが、人は誰もいなくて結構怖いなと感じました。こういう状況だと夜はどうなのかなと思って夜も見に行ったのですが、まさに肝試しのような状態の雰囲気になっています。笹だとか不要な樹木が生えているのが原因の一つではないかと思います。私個人の意見としては、もし防犯上何か考えるなら笹はもう少し手入れをして、シュロなんかは実生木でいらぬ木でしょうから、そういうのはどんどん定期的に手を入れるか、もしくは夜間に入れないようにするなどの措置をしないと結構危ないのではないかと思います。夏祭りなどイベントがあるときは問題ないと思いますが、冬場は危ないと思いました。それと防火上は周辺に住宅があるのですが、あれだけ樹木が近くにあると一回火災が起きたら周りに影響があるのかと思います。特にあの辺は入り組んでいるので、ひとたび火災が起きたときに被害が大きくなる可能性があるのです、その辺も含めた対策も考えたほうが良いと思います。それと確認したいこととして私は日曜日に樹林公園でジョギングをするのですが、結構幹が折れている樹木が目につきます。今回の八雲台も手入れがされていないので、枝折れとかでいつか落ちるのではないかと危惧しています。予算の関係もあると思いますが、樹林公園も含めて一般に公開している以上は、対策を講じないと悲劇が起こるのではないかと思いますし、そうなったら和光市にそれなりの補償が求められるのではないと思うのですが、その辺をどのように考えていますか。

幹事

まず、防犯、防火上に関しまして、今後管理を午王山特別緑地保全地区のように地元に移管をしてもらって地域の方で見守っていただくという行政提案型の市民協働という形でシフトしていければと考えておりまして、地域の見守りの中で管理して逐一チェックが入る形で進めて行きたいと思います。現在、そこまでの機能は構築されていないのですが、ゆくゆくはそういうところを到達点にしたいと考えております。

樹林公園の幹折れですとか枝折れの管理については公園利用している方から情報提供いただいた場合は逐一除去しておりますが、県営公園となっております埼玉県との調整も必要になってくるものについては、調整はしているのですが予算的な制約もありましてなかなか思い切ったことができていない状況となっております。

井上会長

樹林公園の話については、今回の議案から外れてきてしまいますので、そこにシフ

トしすぎないようにお願いいたします。

熊谷委員 本日審議した結果、承認されたとしてその後、保全地域として指定される施行期日はいつ頃になりますか。

幹事 本日の審議会でご答申いただいたと仮定して、10日後位を目処として告示行為をして都市計画の手続きが完了することになります。市民緑地については契約期間があるのですが、特別緑地保全地区は都市計画になりますので永久的に緑地としての機能が維持されることになります。

熊谷委員 現地の写真を見ると途中で平らな場所がありますが、それ以外のところは傾斜地という形になると思うのですが、急傾斜地までには該当しないということですか。

幹事 現時点では急傾斜地にはなっていません。

駒井委員 先ほど齊藤委員から安全状況のお話がありましたが、この場所は階段を上がって行くと神社があって、その先は行き止まりだったと思うのですが、入り口は一箇所しかないのですか。

幹事 防犯上出入り口が一箇所しかないということは危険が伴いますので、神社の階段のところと住宅地から抜けられる通路の二方向は確保して整備するという方向で考えております。

村田委員 今回指定するところは、生態系で何か特別なものというものはあるのですか。

幹事 本格的な調査をしたわけではありませんが、特別なものは見当たらない状況でございます。

村田委員 白子は武蔵野台地の外れで湧水が多いところですが、今回指定する地域では湧水の状況はどうですか。

幹事 特に湧いているところはないという状況でございます。

村田委員 保全地区に指定する場合、午王山は市が購入しましたが、今回は寄付行為ということで公有地に限り保全地区の指定ができるということですか。例えば、借地であったりした場合はどうですか。

幹事 都市計画の網を被せるわけですから、公有地が望ましいですが制度的には借地でも指定することは可能です。ただ、基本的には都市計画決定をしますので、先ほどご説明したとおり将来的に余程の事がない限りは永久的に貴重な緑地として保全していくこととなりますので、民有地のまま都市計画決定というのは無理があるのかなということでは、やはり市の土地とした部分については都市計画として未来に向けて残していくという方針で現在手続きしているところであります。

村田委員 今回は市へ寄付で午王山のときは市が購入ということですが、今後はこういった緑地に関しては寄付を呼びかけるのか、購入を進めていくのか、そういう計画というのがありますか。

幹事 改訂した都市計画マスタープランや緑地保全計画において、ある程度優先順位をつけて将来残していきたいという位置づけはしていますので、所管としてはそういう機会があれば保全していきたいという意志はあるのですが、財政的な側面もありますのでなかなか難しいところではあります。

田上委員 今後の管理については、民間との協働で行いたいということですが、私は非常に良いことだと思います。例えば、大坂ふれあいの森では周りの人たちが毎月一回来て清掃をしていますが、あのような形でやっていかないと良い管理ができないと思います。ですので市ではその繋ぎをぜひやっていただいて、地元の人たちに参加していただく形を取っていただきたいと思います。それと貴重な植物がないと言われていましたが、それは民間団体が和光にはいますからもう一回切る前に見ていただいて、どれを切ったら良いかという判断をしていただきたいと思います。

幹事 管理についてですが、地元の人たちを中心にした組織がありますので将来的に声かけしていこうかと考えています。それと植物の伐採については、色々な自然環境団体が植生の調査もされていますので、その辺についてご協力いただければと思います。

井上会長 他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。他にご意見も無いようですので、



質疑を終了いたします。それでは、和光都市計画特別緑地地区の変更について採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし

井上会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。それでは、以上を持ちまして、本日の議事は終了いたしますが、事務局から何か報告はありますか。

事務局


次回の都市計画審議会の日程については、まだ未定ですが諮問事項は公共下水道区域の変更を予定しております。大体の予定としては5月頃を予定していますので、詳細が分かり次第、ご連絡しますのでよろしくお願いいたします。

井上会長

それでは、以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりましてご苦労様でした。

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

平成27年 3月 17日

議事録署名委員 村田 富士子 

議事録署名委員 柴崎 幸天 